



平成27年8月10日

各 位

会社名 株式会社物語コーポレーション
代表者名 代表取締役社長・COO 加治 幸夫
(コード：3097 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員・CFO
財務・成長戦略担当 副社長 高津 徹也
(電話番号 0532-63-8001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月10日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年9月25日開催予定の第46期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90条)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第27条(社外取締役との責任軽減契約)および第37条(社外監査役との責任軽減契約)の一部を変更するものであります。なお、第27条と第37条の修正につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年9月25日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年9月25日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(<u>社外取締役に関する責任軽減契約</u>)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>常勤の取締役以外の社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(<u>社外監査役に関する責任軽減契約</u>)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>常勤の監査役以外の社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役に関する責任<u>限定</u>契約)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>) との間で、同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役に関する責任<u>限定</u>契約)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>